

青森りんごPR素材の使用要領

(目的)

第1条 この要項は、一般社団法人青森県りんご対策協議会（以下「本会」という。）が保有するPR素材「オールマイティ テイスティ青森りんご」の動画及びサウンドロゴ、ビジュアル（以下「PR素材」という。）の使用について、必要な事項を定めるものである。

(使用の範囲)

第2条 PR素材は、青森県産りんご（以下「青森りんご」という。）のPR、イメージアップ等を目的に、本会会員団体及び関係団体が使用することができる。但し、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、PR素材を使用することを許可しない。

- (1) 青森りんご及び本会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 利益を得るための使用が想定される場合
- (5) PR資材を正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- (7) その他、使用することが不相当と認められる場合

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) PR素材の加工は行わないこと。
- (2) 使用範囲に定めたもの以外での使用をしないこと。

(使用料)

第4条 PR素材の使用は、無償とする。

(使用の差し止め)

第5条 本会はPR素材の使用が第2条の規定に反していると認められる場合、または適切でないと判断したときは、当該使用に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

- 2 差し止め等に伴う使用物件の回収費用は、使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第6条 本会は、PR素材の使用に係る損失補償等の一切の責任について負わない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は令和6年10月1日から施行する。